

三重県議会傍聴受付補助業務仕様書

本仕様書は、三重県議会議事堂における傍聴受付補助業務を委託するに当たり、その業務の概要を示すものである。ただし、現場の状況に応じ、軽微な部分は本書に記載のない事項であっても、三重県（以下「甲」という。）が業務遂行上必要と認めた場合は、委託金額の範囲内で受託事業者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

1 委託業務の名称

令和7年度三重県議会傍聴受付補助業務

2 業務の内容

- (1) 三重県議会（定例会、臨時会）の開催日における本会議の傍聴に関する業務補助として、事務局職員とペアの体制で事務局職員の指示に従い業務に従事するものとし、主な業務内容は次のとおりとする。

- ア 傍聴者に配布する資料等の準備・片付け
- イ 傍聴者に対する受付及び資料等の配布
- ウ 傍聴者に対する必要事項の説明（禁止事項等）及び誘導
- エ その他、本会議運営に関する事務局職員の指示による業務

- (2) 業務従事の時間

業務の時間については、概ね次のとおりとする。

- ア 開会（上程日）及び閉会日
9時00分～12時00分（3時間）
- イ 一般質問及び代表質問日等
9時00分～15時45分（6時間：45分は労働基準法上の定められた休憩時間で、基本は11時15分～12時00分とする。）
- ウ 従事時間の変更又は延長を依頼する場合
本会議の開会時間の変更や延長等が見込まれる場合で、従事時間の変更又は延長をする場合は、当該日の前日までに協議するものとする。
なお、従事時間の変更については、8時30分から17時00分の範囲内とし、従事時間の延長については、延長時間は1時間までとする。

- (3) 業務の従事場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県議会議事堂 6階（傍聴受付）

3 契約の期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 派遣人員

甲が指定した日に常時1名の担当者を従事させる。

5 損害賠償

派遣されている担当者が業務の遂行に伴い、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、

乙はその損害を賠償する。

ただし、甲の指示又は懈怠等、甲の責めに帰すべき事由により起因して生じた損害についてはこの限りではない。

6 個人情報の保護

(1) 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(2) 秘密の保持

乙は、この契約に基づく業務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 利用及び提供の制限

乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 適正管理

乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(5) 再委託の禁止

乙は、この契約に基づく業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(6) 資料等の返還等

乙は、この契約に基づく業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成された個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(7) 従事者への周知

乙は、この契約に基づく業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(8) 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

7 再委託等の禁止

乙は、委託業務の処理について、その全部もしくは一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

8 その他

(1) 業務時における服装は、三重県議会事務局職員の服装に準ずること（甲からは貸与しない）。

(2) 業務に従事するために派遣する職員は、数名に固定すること。

(3) 業務に従事するために派遣する職員は、過去に窓口業務に従事していた者であること。ただし、業務に支障がなければ、この条件に固執しない。また、事務局が不適切と判断した

場合は、速やかに派遣する職員を変更すること。

- (4) 傍聴受付に必要な消耗品等は甲において準備する。
- (5) 乙は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。
- (6) 乙が(5)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (7) 支払い額は、人件費、事務費、交通費ごとの契約単価（税抜）に従事時間数又は従事日数を乗じて足し合わせた金額に、消費税及び地方消費税を外税で加算した金額（円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）とする。
- (8) その他必要事項について、逐次、協議して決定する。